

在留期間の更新

在留資格「留学」の場合、一回の申請で許可される在留期間は4年3ヶ月、4年、3年3ヶ月、3年、2年3ヶ月、2年、1年3ヶ月、1年、6ヶ月、3ヶ月のいずれかです。進級または上級課程への進学のため、現在の在留期間後も引き続き在留が必要な場合は、在留期間の更新申請をしなければなりません。

在留期間の更新申請手続きをしないままうっかり現在の在留期間を過ぎてしまうと、自分にその気がなくても「不法滞在者」になってしまいます。在留期間の更新申請は現在の在留期間満了日の3か月前からできます。原則として、在留資格に関する手続きは留学生本人が直接入国管理局に出向いて行うものですので、自分の在留資格は自分でしっかり把握し、管理して下さい。なお、女子美には留学生本人に代わって在留期間更新の手続きをする制度（申請取次制度）があります。この制度を利用したい場合は、国際センターに申し出て下さい。

病気などの止むを得ない理由がないのに授業出席率が低かったりすると、勉学に専念していないと判断され、在留期間の更新が許可されない場合があります。理由がある場合でも、書類でそれを証明しないかぎり不許可にされてしまいます。在留期間の更新申請手続きについて不安なことがあったら、外国人在留総合インフォメーションセンターに問い合わせできます。

申請に必要な書類 **※申請用紙等の記入に消えるインクのペンは使用不可です。**

■申請取次制度を利用する場合 ◎提出書類のコピーをとっておきましょう。

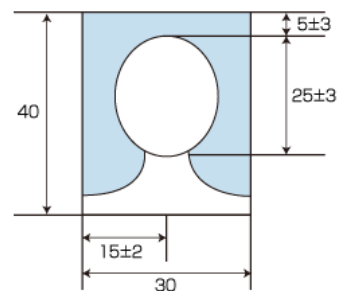
- ① 在留期間更新許可申請書 1通（用紙は国際センターにあります）
- ② 旅券（パスポート）
- ③ 在留カード
- ④ 手数料 4,000円
- ⑤ 写真1枚（右図のサイズ）

※申請人本人のみが撮影されたもの

※顔のサイズ（頭頂からあごまで）は
25mm～28mmになるように。

※3ヶ月以内に撮影されたもの

- ⑥ 前年度に日本の専門学校または日本語学校に在籍した場合、「卒業（退学）証明書」と「出席・成績証明書」を提出して下さい。



■学生本人が入国管理局へ申請に行く場合